

議 事 録

1. 会議の名称 令和3年度第2回池田市都市計画審議会
2. 開催日時 令和4年2月21日（月）
15時00分～16時30分
3. 開催場所 池田市役所3階議会会議室【Web開催】
池田市城南1丁目1番1号
4. 出席者 別紙のとおり
5. 議 題 審議事項
第1号 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について
（市決定）
第2号 特定生産緑地（池田市）の指定について
6. 議事経過 別紙のとおり
7. 公開・非公開の別 公 開
※非公開の理由
8. 傍聴者数 0 名
9. 問合せ先 池田市まちづくり推進部都市政策課
（072）752-1111 内線364
（072）754-6262（ダイヤルイン）
mail : t-seisaku@city.ikeda.osaka.jp

令和3年度

第2回池田市都市計画審議会

会 議 録

日 時 令和4年2月21日(月)
15時00分～16時30分
会 場 池田市役所3階 議会会議室【Web開催】

令和3年度 第2回池田市都市計画審議会議題

審議事項

第1号 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）

第2号 特定生産緑地（池田市）の指定について

以上

委員数 15名

うち出席委員 14名

※ 池田市都市計画審議会条例第6条により、本審議会は成立

会長 加賀有津子 委員

会長代理 加我宏之 委員

林 雅子 委員

中田博之 委員

藤本昌宏 委員

安黒善雄 委員

中田正紀 委員

小林義典 委員

坂上昭栄 委員

山元 建 委員

山本正志 委員

渡邊 博 委員

松室利幸 委員

阿部 碧 委員

事 務 局

まちづくり推進部長

根 津 秀 徳

まちづくり推進監

南 湊 修

農政課長

萩 原 英一郎

都市政策課長

橋 本 直 岐

都市政策課主幹

中 川 雄 司

都市政策課技師

山 本 浩 美

都市政策課主事

北 河 拓 真

傍 聴 者 0名

令和3年度第2回池田市都市計画審議会 議事録

一、開会宣

<資料確認等説明>

二、傍聴希望者及び委員の出欠報告

<事務局報告>

三、第1号議案の審議

(会長)

第1号議案『北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について』、事務局より議案の説明をお願いします。

(事務局)

第1号議案『北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について』ご説明いたします。

議案書1ページから7ページとなります。

今回の変更は、一部廃止による区域変更を行う地区が1地区、廃止する地区が2地区の計3地区ございます。3地区ともに生産緑地地区として平成4年11月30日に指定を行っております。

初めに一部廃止による区域変更を行う地区は神田2丁目第9地区でございます。当地区の主たる従事者の故障のため、生産緑地法第10条に基づく買取り申し出がされたことにより、同法14条の規則に基づく行為の制限解除となったため、区域変更を行うものです。区域面積は0.59haから0.45haとなります。

次に廃止する地区、鉢塚2丁目第1地区、畑3丁目第3地区の2地区でございます。主たる従事者の故障及び死亡のため、生産緑地法第10条に基づく買取り申し出をされたことにより、同法第14条の規定に基づく行為の制限解除となったため、生産緑地地区の廃止をするものです。

今回池田市の生産緑地地区については、77地区11.39haから75地区10.98haに変更するものでございます。

なお、本案件につきまして、1月24日から2月7日までの間、都市計画法第17条による案の縦覧を行いました。案に対する意見等はありませんでした。

以上、第1号議案の説明を終わります。

(会長)

第1号議案の説明が終わりました。それでは、委員のみなさまにご意見等を伺いたいと思います。ご意見等がある方は挙手ボタンを押していただき、こちらから指名させていただいた方のみマイクをオンにしてご発言していただきますようお願いいたします。

(委員)

今般は生産緑地地区の廃止については生産緑地法に基づくものですので異論はありませんが、今後のことをお願いをしておきたいことがあります。神田2丁目第9地区の一部廃止に伴って地権者の方は農地転用し宅地化していくことになると思いますが、その際に市の方で開発指導をきっちりしていただきたいと思います。接道状況が非常に悪い土地になっており、場合によっては、ここへアクセスする道を整備していただかないと袋地の宅地になる可能性もあると思われますので開発指導に際しては良好な接道状況が保てるようにご指導いただけたらと思います。

(会長)

貴重なご意見ありがとうございます。只今の意見につきまして、事務局では今後どのように対応していきそうでしょうか。

(事務局)

こちらの物件につきまして、おっしゃられるように接道のない生産緑地の解除となっております。本来であれば北側や東側の国道から道路を造設して開発していただけたらと思っておりますが、こちらは開発許可が難しいため開発許可を伴わない500㎡未満の宅地開発を小分けしてされるような状況になっています。市としましても、こういった生産緑地の解除が今後も予測されますので課題であると思っております。開発部局、道路部局、農政部局と連携しながら指導をすすめていけたらと考えております。

(会長)

ぜひ、そのような指導を適宜行いながら適切な整備に結びつけていただけたらと思います。他にご意見などよろしいでしょうか。全体としては77地区から75地区、面積は11.39haから10.98haに変更することになっております。他の委員からいかがでしょうか。無いようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案について原案のとおりご異議ございませんか。

<「異議なし」>

ありがとうございます。

第1号議案『北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について』は異議なしですので、原案どおり承認することにいたします。事務局においては、必要な手続をお願いいたします。

四、第2号議案の審議

(会長)

続きまして、第2号議案『特定生産緑地（池田市）の指定について』、事務局より議案の説明をお願いします。

(事務局)

第2号議案『特定生産緑地（池田市）の指定について』ご説明いたします。

議案書10ページから29ページとなります。

特定生産緑地の指定につきましては、令和4年11月30日をもって生産緑地地区指定から30年が経過する生産緑地の地権者を対象に、令和元年度より特定生産緑地指定の申出の受付を随時行い、特定生産緑地の指定を進めているところでありますが、今回は第4回目の特定生産緑地の指定に向け、審議会にご意見を頂戴するものです。

第4回目として令和3年10月29日まで募集を行った結果、6名の地権者の方から15地区、面積としては約1.15haの申出をいただきました。農業委員会により耕作状況の確認を行っていただくとともに、相続税の納税猶予地となっている生産緑地については、税務署の同意確認を行い、7地区0.78haの生産緑地について、特定生産緑地の指定を予定しております。これにより特定生産緑地となる生産緑地は、合計65地区、指定面積は8.7haとなる予定です。

議案書の11ページから16ページまでに今回指定する特定生産緑地の一覧表を載せております。一覧表には、それぞれの生産緑地地区の都市計画の内容と申出基準日、また、特定生

産緑地に指定する面積を示しており、表の右側の図面番号については、議案書 17 ページから 27 ページに掲載している特定生産緑地の指定図の図面番号となっております。

図面上、緑色の縁取りは生産緑地地区を示しており、緑色のメッシュ部分は既に特定生産緑地に指定している区域、赤色のメッシュ部分が今回特定生産緑地に指定する区域を示しております。

次に今回申出いただいた生産緑地の中で特定生産緑地に指定しない生産緑地についてご説明いたします。議案書は 28・29 ページとなります。

特定生産緑地に指定しない生産緑地は 3 筆ございます。場所は畑 3・4 丁目地内、面積は①が 100 m²・②が 2,700 m²・③が 900 m²、計 3,700 m²となっております。指定しない理由として 3 筆ともに適正な営農がされていないためです。なお、今回は特定生産緑地に指定しませんが、次回の審議会までに適正な管理をしていただいた場合には、再度、審議会にてご意見を伺い指定していきたいと考えております。

最後に、特定生産緑地に指定していない残りの生産緑地及び今後のスケジュールについてご説明いたします。残りの生産緑地は、地権者 14 名、17 地区、面積は約 1.32ha となります。指定意向の状況としては約半数の方が特定生産緑地指定の意向があります。

今後の指定のスケジュールとしまして、特定生産緑地の指定は次回が最後と考えております。3 月中に意向に関わらず特定生産緑地に指定されていない生産緑地をお持ちの全て所有者に最終の案内と意向確認を再度行う予定としております。

以上、第 2 号議案の説明を終わります。

(会長)

第 2 号議案の説明が終わりました。それでは、委員のみなさまにご意見等を伺いたいと思います。先ほどと同様に、ご意見等がある方は挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。第 2 号議案は特定生産緑地の指定ということで以前からの継続の話になっているものでございます。ご意見ございませんか。

(委員)

いくつか質問いたします。最終の生産緑地の指定が終わった後で全体の見込みとして生産緑地は減るようですが、面積的にどうなるのか見込みを示していただきたい。生産緑地の規制も緩和されたということで新たに農業をされる方が増えればいいなと思っておりますが生産緑地

の新規指定の見込みを伺いたい。具体的なことで言いますと、今回特定生産緑地に指定しない生産緑地が適切な営農がなされていないということですが、どのような状態になっていて今後どうされる意思をお持ちか参考までに教えていただきたい。

(事務局)

生産緑地の減の見込みですが今回特定生産緑地に 8.7ha になる予定になっております。まだ指定されていないところが 1.32ha ございまして、そのうち半数が指定を予定していただいておりますので 0.65ha ほどが増える予定になっており、合計しまして 9.3ha ほどが指定する予定となっております。現状の生産緑地が今回の変更で 75 地区 10.98ha となりますので、およそ 9割の方が特定生産緑地に指定していただける見込みとなっております。新たな生産緑地の指定については農業委員会とも連携しながら今後も引き続き、生産緑地制度の周知をしていきたいと思っております。今回特定生産緑地に指定しない生産緑地について、①は樹木が鬱蒼としている状況になっており、②③についても雑草が鬱蒼と生い茂っている状況で耕作ができる状態ではないと判断させていただいております。最低でも草刈りや雑木を取り除いていただきまして耕作ができる状態にしていただき、次の特定生産緑地指定までに耕作をする意思を示していただくことで特定生産緑地の指定をしていけたらと思っております。

(委員)

9割は特定生産緑地にしていただけるということですが、逆にいうと少し減るということで、非常に残念なことです。したがって、少なくとも最後にふれられた3箇所は引き続き生産緑地として営んでいただけるよう、特定生産緑地に指定していく方向で努力していただけたらと思います。

(会長)

ありがとうございます。今回特定生産緑地に指定しない3箇所は継続して営農継続の可能性というのを探っていただく努力をしていただけたらと思います。

(事務局)

こちらの地権者には状況を確認した時点で特定生産緑地には指定できない状態であることは伝えさせていただいており、主たる従事者もご高齢というところで今すぐ対応は難しいという

ことで今回は見送らせていただきました。ご家族やご親戚と相談していただきながら営農の継続、もしくは市民農園といった形もあるかもしれませんので、市からも協議させていただけたらと思います。

(会長)

他にご意見などよろしいでしょうか。

(委員)

②の地権者から特定生産緑地への意向を申出られたと考えてよろしいですか。

(事務局)

地権者から申出られました。

(事務局)

3箇所の地権者は今の状態でも生産緑地として問題ないと認識していたと思われます。生産緑地とは農地であることが前提だと思いますので定期的に作付け状況をみていかなければいけないと思います。作付けの状況をどこまでみるかもありますが、特に市街地の中にあるこうした農地が放置されますと隣接する住宅の方々にも迷惑がかかることもあると思います。今後生産緑地が農地として管理されている状態であるのか定期的に確認をし、地権者の方に指導していくことが必要になってきていると思います。これは池田市のみならず他市でも同じような状況で今回特定生産緑地の移行があったので、改めて確認してみると作付けがなされていない若しくは休耕地になっていることがよくできました。市の方でも今後生産緑地の作付け状況の指導はきちんとしていく必要があると思います。

(会長)

ありがとうございます。作付け状況の確認を定期的に行い農地として運営されているか市として確認する必要があるというご意見でしたが、事務局から何かございますか。

(事務局)

平成4年から生産緑地に指定してから今に至るまで状況の確認はできてない状態です。特定生産緑地の指定をするにあたって営農されていることが指定する条件の1つとしてあり、今回農業委員会と連携しながら耕作の確認をいただいたところ、放棄地のような状況の地区もありましたので、作付け状況の確認というところは市の方としても課題であると考えております。今後、農政部局や農業委員会とも連携しながら都市計画の部局としても生産緑地の維持に関わっていかれたらと思います。

(会長)

他にご意見などよろしいでしょうか。無いようでございますので、お諮りいたします。

第2号議案について原案のとおりご異議ございませんか。

<「異議なし」>

ありがとうございます。

第2号議案『特定生産緑地（池田市）の指定について』は異議なしですので、原案どおり承認することにいたします。事務局においては、必要な手続きをお願いいたします。

五、報告事項

(会長)

議案は以上となりますが、本日は報告事項として、「池田市都市計画マスタープランの見直しについて」事務局よりご説明いただくと伺っております。

報告事項につきまして、事務局よりご説明をいただいた後に、委員の皆さんよりご意見を頂戴したいと思います。

それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

報告事項「池田市都市計画マスタープランの見直しについて」ご説明致します。

はじめに、これまでの取り組み経過ですが、前回の審議会以降、庁内調整会議を3回行い、全体構想案をまとめながら、地域別構想の検討に向け、石橋阪大前駅周辺を対象としたワークショップを12月より開催しているところで、2月27日に第2回目を開催する予定です。

本日は、全体構想案について一定まとめられましたので、ご報告させていただきます。

はじめに全体の構成案とその変更点について説明を致します。

現在の全体構成が左側で、改定案が右側になりまして、変更点としては、新たに第 2 章の「都市づくりの目標」を整理したうえで、「都市づくりの力点」では4つの力点から3つの力点にし、現行の力点4の「災害に強い安全・安心のまちづくり」については、都市施設や土地利用と合わせて、これから先を見据えながら随時見直しをかけつつ取り組むべき、都市づくりの基盤となるべきものとして、「都市づくりを支える方針と取組み」の中で位置付けることとしました。

そして「地域別構想」については現在、案の作成中ではありますが、昨今の官民連携の取り組みやワークショップでの内容のほか、新たに本市において校区単位で「地域ビジョン」策定を進めていくことを受け、現行の都市構造における生活圏ごとの都市づくりを進める指針として、追加することを予定しております。

それでは順に全体構想案の内容について説明いたします。

序章では都市計画マスタープランとはどういったものであるかを示したうえで、今回の改正の視点について整理しており、昨年変更のあった北部大阪都市計画区域マスタープランや現在策定中の第7次総合計画はもちろん、「立地適正化計画」や「市街化調整区域のまちづくり基本方針」との整合を図るとともに、官民連携やSDGsの取組といった今後のまちづくりのテーマに対応した内容となるよう改定を行うこととしています。

また、目標年次は（概ね20年程度の都市の姿を展望しつつ、）総合計画と歩調を合わせるため、令和14年度、2032年度として設定します。

次に「第1章池田市の都市のすがた」については、「1.池田市の都市の概況と都市づくりの歩み」では、これまでの10年間での都市づくりの歩みを追記し、令和以降には人口減少や少子高齢化による都市のスポンジ化のような都市構造の変化を見据えたまちづくりの事例等を記載する予定です。

都市の現況についてですが、人口はこの40年ではほぼ10万人で推移しており、老年人口に関しては一貫して増加傾向にあり、今後は人口減少、老年人口の更なる増加が予測されます。

土地利用については大きな変化はなく、一般市街地が30.1%と最も多く、次に市北部の大半を占める山林が25.4%と多くの割合を占めています。周辺市町村と比較しても自然的土地

利用の割合が多いこと、市街地では住宅地が主であり、商業地や工業地の割合が数少ないことが特徴と言えます。

空き家については空き家率が平成5年の10.7%から平成25年には13.7%と3%増加しています。なお、直近の調査結果では12.5%と若干減少しています。

また、建物構造・年代ですが、昭和55年までに建てられた建物が33.3%を占めており、今後も建替えが進むことが予測されます。

「2. 上位計画における都市のすがた」では、第7次総合計画及び北部大阪都市計画区域マスタープランの内容を整理し、都市計画マスタープランの前提とします。

「3. 都市づくりを巡る新たな潮流」では、大きく7つの項目を掲げ、居心地がよく歩きたくなるまちなか、脱炭素化の取り組み、SDGs、新型コロナ危機を契機とした新しい生活様式の広がり、などについてまとめる予定です。

次に「4. 都市づくりにおける市民意識」です。こちらについては、第7次総合計画の改定や立地適正化計画を策定する際に実施した市民アンケートの結果等をもとに整理を行いました。まず、定住意向については、住み続けたいという意向は高い一方で、市外の人にまちを自慢できるという人は少ない点が特徴的と言えます。

都市機能については「上・下水道」等の社会基盤については評価を得ている一方で「防災」「子育て」等のソフト面での対策についてはこれからの10年間で重要であると認識されています。

また、身近なまちの暮らしについて満足度が最も大きかったのは、「緑や水辺、農地など自然を感じる空間の充実度」であり、五月山や園芸など『自然やみどりが豊かなまち』が池田市のブランドイメージとしてPRするべきものとして評価を得ています。

「5. 池田市におけるこれまでの都市づくりの取り組み」です。現行のマスタープランに位置づけられた主な施策・事業の進捗を確認した上で、これまでの取組みを整理しました。立地適正化計画や市街化調整区域まちづくり基本方針の策定のほか、池田・石橋で進めている都市再生整備計画事業や、官民連携事業、伏尾台での取組み、グリーンインフラ、国土強靱化地域計画の策定などの取組みについてまとめていく予定です。

「6. 池田市のこれからの都市づくりの課題」では都市の現況分析等を踏まえながら、これから目指していくべき都市づくりの課題を整理しました。

ここでは大きく8つの課題を掲げており、「コンパクトな都市構造を維持しながら、市街地の機能更新や都市空間の質的向上を図る必要」では、市街地の機能更新や都市空間の質的向上のような「なかみ」を充実させることが必要であること、「官民連携を軸に多様な連携の都市づくりを進める必要」では、都市計画単独の手法だけでは、都市づくりの推進が難しい時代となっていること等を受け、池田駅前や細河地域で進めている官民連携の取組みなどを都市づくりの柱として位置づけ、他分野との連携を図りながら、横断的な取組みが必要であること、「人口減少下で魅力ある住環境づくりが必要」では、人口減少・高齢化の到来が見込まれる中、若年層に選ばれ住み続けられるための住宅施策・シティプロモーションなどの施策との連携が必要であること、「他にはないまちの資源を活かした都市づくりを積極的に進める必要」では、五月山や細河の植木産業、本市の歴史・文化、まちなみといった、まちの資源、価値に目を向け、市街地の活性化や観光、交流に繋げていくことや、景観やグリーンインフラの施策にも取り組んでいく必要があることなどを、課題としています。

また、「持続可能な都市づくりに向けた行動が必要」では、脱炭素、カーボンニュートラルへの取り組みが非常に重要で、環境政策と協調した都市の持続性に寄与する都市づくりが求められること、「災害に備えた安全・安心な都市づくりが必要」では、自然災害の激甚化・頻発化する昨今の状況を踏まえ、国土強靱化地域計画に即しながら、災害に備えた安全・安心な都市づくりが不可欠であること、「先端技術等を導入した、効率的かつ効果的な都市のマネジメントが必要」では、都市施設をいかに効率的かつ効果的に維持・管理し、長寿命化を図っていくかが重要であり、先端技術を導入・活用しながら都市のマネジメントを行うことが重要であること、「地域の実情に応じた、地域・住民主体の都市づくりを進める必要」では、これまでも「地域分権」の取組みを進めてきましたが、更に住民主体の、地域の特性に応じた都市づくりへと展開していくことが必要であり、いかに地域の関心を高めていくかなどを、課題としました。

続きまして「第2章 都市づくりの目標」です。

第1章でまとめた都市の現況、社会経済情勢、課題などを踏まえ、5つの目標を設定しました。

(1) 「まちや暮らしの質を高め、便利で快適に暮らせるまち」では、各生活圏に応じた拠点の充実を図り、利便性の高い、人にやさしいまちであり、また、公共交通ネットワークを軸として各拠点を結び、都市全体としてネットワークされたコンパクトな都市構造をめざすとともに、駅前や地域拠点を中心に歩いて楽しい「ウォークアブル」なまちをめざします。

(2) 「世代を超えて住み継がれるまち」では、子育て層が「住みたい」と思えるような都市空間にするため、空き家や空き店舗なども活用しつつ、子育て施策と連携しながら、次世代に選ばれる魅力的な子育て環境づくりをめざすとともに、成長した子どもや親世代、高齢者などの多様な住空間のニーズにも応えながら、良好な住環境を引き続き維持し、多世代が快適に住み続けられるまちをめざします。

(3) 「豊かな緑・景観や環境を将来世代も享受できるまち」では、脱炭素や生物多様性の保全などにも取組みながら、緑から新たな価値を創造する都市環境づくりをめざすとともに、五月山や猪名川、細河の田園風景などの保全・活用を進め、まちへの愛着や誇りを感じられるような景観づくりをめざします。

(4) 「安全・安心に暮らせる・働けるまち」では、先端技術を導入・活用した都市マネジメントの視点を取り入れながら、都市施設の維持・管理、長寿命化を進め安全・安心な暮らしを支えるとともに、防災に関する市民の意識啓発など災害対策を講じ、災害時の安全・安心を確保するまちをめざします。

また、(5) 「地域の個性や人を活かすまち」では、各地域によって異なるまちの状況や特性などを踏まえ、その個性を最大限活かしたまちづくり、人を活かすまちとなることをめざします。

次に、「将来のまちや活動のイメージ」については、現行の都市計画マスタープランと同様に、市全体の鳥瞰図をベースにしてエリアごとのイラスト等を追加していく予定です。

「第3章都市づくりの力点」についてですが、その前段として、こちらのスライドはこれまでに説明してきた内容をフローチャートの示したものです。左側より、上位計画や社会経済情勢、市民意向などがありまして、それらを踏まえた都市づくりの課題を8つ設定し、それを受けて都市づくりの目標を5つ設定したところですが、これらを受けて、都市づくりの力点として3つ設定することとし、それとあわせて、都市づくりを支える方針いわゆる分野別方針の取組みと地域別構想に基づく取組みを進めていくこととしています。

都市づくりの力点の改定の視点としましては、今後 10 年で特に重視すべき方向性を力点として再整理したものであり、社会潮流等を見据えた視点やこれまでの取組を反映・導入し、深度化を図ることとしました。

力点1については、細河や池田駅前で行われている官民連携の動きなどを受けて、今回「コンパクトな都市構造+官民連携による拠点の都市づくり」と設定しており、これまでの“生活圏”を中心としたコンパクトな都市構造の考え方は継承しながら、駅前など拠点機能の質的強化を図っていくこととし、歩いて楽しい・歩きたくなる空間づくりや、市民が集いたくなるような拠点形成といったところを進めていくこととしています。

次に力点2については、若年人口が流出傾向にあるというところで、「子ども・子育て層が集まり暮らしの好循環が生まれる都市づくり」と設定していますが、今ある良好な住環境の維持というところは当然引継ぎつつ、子育て層が魅力を感じる住空間や子育て環境の強化に取り組んでいくこととしています。SDGs やバリアフリーの視点・取組みとも連携しながら、高齢者や障がい者の方などが快適に住み続けられる良好な住環境の維持などに加え、立地適正化計画においても子育て層をターゲットとした取組みを位置づけましたので、次世代に選ばれる魅力的な子育て環境づくりに重点を置き、世代を超えて住み継がれるまちをめざしていく考えです。

力点3については、景観施策の必要性や脱炭素化等の取組み、また「市街化調整区域まちづくり基本方針」を策定したことなどを受け、「池田の良好な景観・環境を活かしたグリーン都市づくり」と設定しまして、五月山や細河地域の田園環境といった豊かな自然環境・景観、多様な資源を大切にしまちづくりを継承しながら、グリーンインフラの活用や脱炭素化といった新たな取組みも取り入れながら、池田市の環境を伸長させていくこととしています。

それではそれぞれの力点についての考え等について説明させていただきます。まず力点1について、基本的には、現行の都市計画マスタープランにもある生活圏の考え方を導入し、それぞれの生活圏の段階に応じてバランス良く拠点を配置し、機能を強化しながら、公共交通のネットワークの軸で繋いでいくといった中で、官民連携による取組みを進めていき、拠点の更なる機能更新、質的向上を図っていくこととしています。

なお、本市は既にコンパクトな都市構造となっていますので、更なるコンパクト化をめざすというよりも、現在の都市のかたちを維持しつつ、都市のなかみの充実を図っていくため、官民連携による取組みを推進していくこととし、全市レベル、日常生活圏レベル、近隣生活圏レ

ベルに応じた都市づくりの方針を示していくこととしています。

こちらの図の左側が、現行の都市計画マスタープランの都市構造、各拠点の設定を示したものです。今回の改定においては、全市レベルの拠点については、池田、石橋の駅周辺については、立地適正化計画に基づきながら「都市拠点」として位置づけるとともに、細河園芸センター周辺については、市街化調整区域まちづくり基本方針において地域振興ゾーンに位置付けたことから、農園芸を中心とした「田園拠点」として位置付けることとしました。

都市拠点の池田駅周辺では官民連携によるウォークアブルの推進、石橋阪大前駅周辺では交流とにぎわいの都市拠点の形成や防災性強化などに取組み、田園拠点の細河園芸センター周辺では植木産業や農業、自然をいかした地域振興を図る拠点形成などに取組んでいくこととしておりまして、都市軸としては国道176号、423号と173号を位置づけ、沿道の適切な土地利用の誘導などに取組んでいくこととしております。また、日常生活圏レベルでの拠点としては、引き続き、伏尾台生活サービス拠点と呉羽の里生活サービスを位置づけ、商業・サービス機能の確保などに取組んでいくこととしております。

次に力点2については、各市ともに子育て層の定住施策に取り組まれており、今後ますます都市間競争が激しくなってくることが予想されますが、子育て層の流出を抑制して定着を進め、流入を促進するための対策が重要であると考えております。すでに駅前を中心に子育てを支える都市機能が集積しているため、それらをいかした拠点の充実や子育て・教育環境の伸長を図り、子どもから高齢者までの誰もが快適に暮らし続けられる住環境を整えていくための方針を示していくこととしています。

力点3については、五月山に代表される豊かな自然や、細河地域の田園風景などの良好な景観をいかしたまちづくりを推進していくとともに、様々な社会の課題解決に向けみどりの持つ多様な機能を活用していく、グリーンインフラを推進した都市づくりを進めながら、また、今年度改定予定の環境基本計画の具体化に向け、環境施策とも連携しながら、脱炭素まちづくり等を進めていくための方針を示していくこととしています。

「第4章 都市づくりを支える方針」についてですが、まず改定の視点としましては、上位・関連計画の策定や改定の状況、都市施設の整備の進展などを反映させ、時点修正を行うこ

とが主なところですが、今回の改定では、防災に関しては土地利用や都市施設の方針とあわせて検討していく方が良いと考え、防災都市づくりの方針を、都市づくりを支える方針の中に位置づけることにしました。

まず土地利用方針については、第7次総合計画の土地利用の方針に基づくこととし、住居系については既存の住環境の維持や改善に向けた方針を示し、商業系については商業系土地利用の維持に向けた取組みや国道沿道の用途地域の見直しも踏まえた適切な土地利用の誘導を行っていくこととしており、工業系については工業系土地利用の保全や住工混在対策、土地利用転換に対する予防対策に取り組んでいくほか、大阪国際空港周辺での産業活性化などに取り組んでいくこととし、保全系については五月山や猪名川の自然環境の保全、また細河地域の田園環境についてはその保全と、必要と認められる開発・建築行為については周辺環境との調和に努めていくことなどを示していく予定です。

次に、都市施設の方針については、施設の長寿命化や、長期未着手の計画についての見直し検討、協働による維持管理を進めていくことを基本としていまして、道路については都市計画道路の整備や既存道路の維持管理、狹隘道路の解消などについて取り組んでいくこととし、公共交通については今年度地域公共交通計画を策定する予定であり、交通ネットワークの維持や脱炭素社会の実現に向けた環境負荷低減に寄与する交通体系の構築などに取り組んでいくこととしています。

公園緑地については、都市計画公園の見直しとあわせて、計画的な公園整備を進めるとともに協働による維持管理に取り組んでいくこととし、河川水路についてはかわまちづくりを進めていくことなどを新たに位置づけ、上下水道については引き続き計画的な施設の更新を行っていくことや下水汚泥などの資源の有効利用についても取り組んでいくこととしています。

また、その他の都市施設としては、ごみ焼却場や消防庁舎といった老朽化が進む公共施設のあり方や建替え等の整備についての検討が必要であることなどを位置づける予定です。

続いて、防災都市づくりの方針については、

防災基盤については減災の視点からの対策や、土木基盤施設の災害予防対策などに取り組んでいき、市街地形成については引き続き不燃化や耐震化を促進しながら、建物が密集する地域における防災対策の検討等に取り組んでいくこととしています。また、防災まちづくりの方針として、防災に関する市民意識の向上・啓発活動の推進や地域の防災力向上に向けた取組みを進めて行くこととしています。

最後に今後のスケジュールについて、今年度中に地域別構想案の作成、ワークショップの実施を予定しており、来年度4月頃に、都市計画審議会委員の皆さまへ案に対する意見照会をさせていただくことを予定しております。

意見照会でいただきましたご意見を踏まえ、案についてのパブリックコメント、住民説明会を実施し、その結果については、次回都市計画審議会でご報告させていただくことを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。報告事項につきまして、ご意見等ございましたらお願いしたいと思っております。ご意見等がある方は挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。

(委員)

都市計画マスタープランの見直しについて資料を整えていただきありがとうございます。今後のまちづくりにおいても官民連携の取り組みが盛んになってくることを期待していますが、市民にとって目に見える都市づくりをどのようにもっていくかが、なかなか見えないことが現状だと思います。今回も力点をおくということで、コンパクトな都市構造や官民連携による拠点づくりやウォークアブル等、去年からずっと言われているまちづくりですが市民にとってどういった方向性をもっているかなかなか見えないということが一番の難点でございます。あくまでもマスタープランの段階ですから具体的なことは言いづらいのかもしれませんが、これから市民がわかるようにしてもらえたらと思います。現実には駅前には阪急さんが工事をし、変わっていく期待感をもっている市民が多くおられます。それも含めて市として都市づくりに向けてアピールするようなことをやっていただきたいと思います。要望します。

(会長)

ありがとうございます。具体的に市民に見える形でのマスタープランの在り方についてご意見いただいたと思います。事務局から何かありましたらお願いします。

(事務局)

市民の皆様が今後まちづくり、都市づくりに関わっていただくことは重要であると思っておりますので、この都市計画マスタープランにおいても市民の皆様によりわかりやすいまとめ方を考

えていく必要があると思っております。また、官民連携でこれから取り組んでいく中で、参加していただいている方のモチベーションを維持していただくことが非常に重要であると思しますので、10年20年先のまちづくりだけを考えるのではなく、5年程先の成果が見えるような取り組みについても一緒に考えていけたらと思っております。

(委員)

マスタープランの段階ですが、市民にアピールしていくために具体性をもって今後取り組んでいただきたいと思っております。ありがとうございました。

(委員)

市民説明会と記載されているが具体的にいつ、どのような形でやるのか、頻度やどういう範囲（小学校区や中学校区等）で行うのか、また、市議会にどういう形でかけられるのか教えてください。

(事務局)

今後のスケジュールは令和4年度6～7月にかけてパブリックコメントを実施する予定をしております。その中で案に対する説明を市民説明会という形でパブリックコメントと合わせて行っていくことを予定しております。今の予定では池田エリアと石橋エリアの2箇所を考えているところです。小学校区単位のまちづくりについては総合計画と合わせて地域ビジョンの策定も予定しており、その中にも都市計画部局も一緒に入りまして意見を伺っていかれたらと思っております。市議会への説明につきましては、パブリックコメントを行う段階になりましたら議員通知をさせていただきながら周知を図っていかれたらと思っております。

(委員)

総合計画と合わせて市民の意見を聞いていくというようなお話だったかと思いますが、これは非常に大事なことだと思います。池田市は人口がここ40年以上10万人の下の方でほぼ一定していると非常に珍しい市かなと思っております。今後人口が減少することは昨今全国的に言われており、資料にも記載されていますが池田市は実際あまり減っていない印象、今後人口が減少する具体的な裏付けをもって説明していただきたい。池田市の都市の姿というところで定住意向が8割前後ある一方で「愛着を感じる」・「まちを自慢できる」がかなり低いことか

ら類推いたしますと自分が住むのはいいが他人に勧められないという意見かなと思います。これはなぜなのかということ进行分析していただきたい。数字だけ上げることは大事だが、もう少し突っ込んでやってもらわなければ具体的に進めていけないのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

人口について、令和2年の人口は約10万5千人になって増加していますが、今後の予測としましては老年人口が27.2%の割合を占めていますので、この割合がずっと続いていきますと自然に人口が減少していくことが予測されると今のところは考えています。政策を進めていくことで人口10万人を維持するというのを総合計画の中でも目指しています。今後は人口が減少することが予測されますので、どのように対策していくかを考えていけたらと思っております。定住意向が高い割に市外の人に自慢できるという回答が少ないことについては、詳しくは分析できていません。池田市は自然豊かなまちで自慢できると個人的には思っておりますが、都心に近いことはあるが市内に大きい商業施設がない等、周りの市から比べると見劣りしてしまう部分があるのかなと思いますので、そういった意味で控えめな意見になっていると思います。

(会長)

まちを自慢できる話ですが、「池田市に愛着を感じる」のデータをみますと定住意向とあまり変わらないぐらいのデータがでています。愛着は感じているが、まちを自慢できる要素というものがはっきり認識できていないようなところがあるのではないかなと思います。また、事務局の方でも分析を進めていただけたらと思います。

(委員)

今の件に関して、答弁はよろしいですが人口の問題でいいますと老年人口と絡めて人口が減っていくということをおっしゃっていましたがデータだけをみますと高齢人口が今でも増え続けているのに人口は横ばいであるため、おかしいと思い伺いました。それはまた分析してください。14ページだけではないが官民連携が今の流行りだとおっしゃっていましたが池田市の中で民間が事業を展開していただいて利益を上げていただくというのは大事なことでありますから否定するわけではありません。しかし、15ページに都市づくりの柱とすると踏み込ん

で書かれているというのは危惧を覚えるところがあります。古い例ではありますが 2009 年から 2010 年にかけて園芸高校を細河に移して跡地を開発しようということがありました。ショッピングセンターができる、おしゃれなカフェができると誰も公約に掲げていないことをやられた方がいらっしゃいました。しかし、市民にアンケートを実施したところ 7 割が園芸高校を残してほしいということでしたので市民の意見を置き去りにした官民連携は危惧を覚えます。そういう意味で最初に市民の意見をどこで聞くのか質問させていただきました。これをそのまま市民の意見を聞かずに進めていかれるということは危惧いたしますので、あり方についての答弁を願いたい。コンパクトという言葉があちこちで出てきていますが、以前言われていたコンパクトシティと同じ意味だと思っていますが、池田駅周辺と石橋駅周辺を核にすることで他の地域が置き去りにされるのかという意見が以前コンパクトシティについて論議されたときもでてきました。同じようなことが起こるのではないかと考えております。池田駅周辺と石橋駅周辺を核に位置付けること自体は悪いことではないが他の地域が置き去りにされるということがないかどうかお願いしたい。石橋駅周辺の地域でも公共利用施設を始めとした施設のサービスがどんどん後退している。大会議室がなくなったり、管理人がいなくなったり、市民サービスコーナーがなくなったり拠点施設があってもサービスが後退していつている他の地域は推して知るべきだと思ってしまう。そういうことがあるのか、ないのか教えていただきたい。川まちというのはいいことだと思います。しかし、猪名川と余野川の緑を保全するという文脈に五月山を加えて書かれた程度で、猪名川と余野川と五月山だけちゃんとしていたら緑はいいのかというように思います。池田市南部は緑が少ないということが置き去りにされていくのではないかと危惧が拭えません。川で言いますと神田の江原川にはドジョウが生息していることや池田の市議会でも党派を超えて箕面川から分流して商店街を抜ける今井水路にせせらぎを作ろうという声もあります。箕面川の流域の公園を作ろうという計画もあります。そういった市内南部の緑を守ろうという声の後退に追いやられるのではないかなという危惧が拭えません。その辺の答弁を願いたい。

(会長)

1つ目は園芸高校の例をおっしゃっていましたが市民の意見を聞けるような場をどう考えているのか、2つ目はコンパクトというキーワードがあるが池田駅・石橋駅以外の他の地域について、3つ目は川を中心としたまちづくりについて後退していく危惧あるというご意見をいただきました、これは貴重なご意見として伺いまして今後ご意見を踏まえながら検討し

いただければと思います。ご意見に関して事務局の方から何かございますか。

(事務局)

官民連携をこれから進めていこうというところですが、行政が一方向的にハード整備をして使っていただくような時代ではなく、これからは使う側の視点で色々な意見を伺った上で都市の空間づくりに繋げることが必要になると思います。都市づくりの重要な位置づけになると考えています。コンパクトシティについてですが、立地適正化計画を策定した際にもご指摘いただきました。確かに駅周辺の方以外から自分たちの地域は置き去りになるのかというご意見をいただいたところもありますが、池田市はすでにコンパクトシティにはなっているので、さらに市街地の形をコンパクトにしていくのではなく今ある都市構造を維持しながら各地域の拠点の空間のリニューアルや質を高めていくこと、市民活動を活発にするということを行って、各地域の暮らしの好循環を生んでいくことが重要であると思っています。そういった取り組みをして市民の皆様の生活の利便性や質を高めていくことに繋がっていくと思いますので、表現としてコンパクトということはあると思いますが、説明会をする際は誤解のないような説明をさせていただきたいと思っております。緑について、南部は五月山や猪名川が流れるエリアに比べると緑が少ないところはあると思いますが、石橋エリアはワークショップの中でも川の活用についてのご意見をいただいているので地域別構想を検討する中で、そのあたりの位置づけをしてかなければいけないと思っています。

(会長)

ありがとうございます。他にご意見などございませんか。

(委員)

都市計画マスタープランとしては具体的に中身が慎重に検討されていてわかりやすくなっていると思います。市民の方にわかってもらいやすいといいますと 18 ページ将来のまちや活動のイメージのイラストを追加予定になっていますが、そういったところが見てもらったって重要かと思しますので今後充実していただけたらと思います。中山間のみならず都市においても人口が減少していくことがトレンド状況の中で、如何に市として戦っていくのかということについては市の都市計画マスタープランで対応できることというのは限界があると思いますので行政や関係者の方々が市民も含めて対応していくことができる、そのための都市計画

での対応といったことをうまくまとめられていると思います。特に都市づくりの力点1・2・3のところでは19 ページ力点2「子ども・子育て層が集まり、暮らしの好循環がうまれる都市づくり」これに際して都市基盤として道路や駅前の周辺や公園が十分備えられたとして子育てをしていくにあたって、どういう仕組みがあるのかということについては都市計画で対応できることは限界があると思います。市の関係部局が一体となってこの都市づくりを目指していただければと思います。都市計画マスタープランとして基盤を提示し、将来の都市づくりの姿を提示し、それを関係部局がそれぞれ知恵を出し合って取り組んでいただけたらと思います。

(会長)

貴重なご意見ありがとうございます。他にご意見などございませんか。それでは私の方から今後のスケジュールに関係しますが今日ご意見を伺って、次の都市計画審議会のときには最終になるかと思いますが、その間に4月から5月の中旬までに都市計画審議会委員の意見照会ということで各委員の皆様からご意見をいただく機会というのは考えておられるのでしょうか。

(事務局)

32 ページに今後のスケジュールを記載させていただいておまして、予定としまして地域別構想の作成と今回いただいたご意見を基に全体構想の修正等をしまして令和4年度入ったところで都市計画審議会委員の皆様书面での開催になるとは思いますが、意見照会をアンケートのような形でご意見をいただこうと思っております。その中でいただいたご意見を基に案の調整を行い、6月・7月実施予定のパブリックコメント、説明会に繋げていけたらと思っております。

(会長)

ありがとうございます。それでは今日色々ご意見いただいて内容の方を検討していくということですので、それを踏まえた形での案を来年度、委員の皆様书面の形で照会させていただきご意見をいただけたらということでございます。

他にご意見などございませんか。よろしいでしょうか。他にご意見がないようですので、これもちまして本日の案件についてはすべて終了しました。その他、事務局より報告等がございましたらよろしく申し上げます。

六、その他
(事務局)

<事務局報告>

七、閉会宣言
(会長)

委員の皆様におかれましては、慎重かつ活発なご意見、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。今日はオンラインとの混合ということで進捗にご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

これもちまして第2回審議会は閉会といたします。本日はご多忙の中ご出席、誠にありがとうございました。

令和4年2月21日

池田市都市計画審議会会長 加賀 有津子